

令和 7 年 12 月 16 日

令和 7 年度第 9 回教育委員会定例会会議録

鹿児島県教育委員会

令和7年度第9回教育委員会定例会議録

日時 令和7年12月16日（火）
10時00分～11時30分

場所 教育委員会室

出席者

地頭所教育長
小屋敷委員
馬場委員
桶谷委員

(事務局職員)

森 豊	副	教	育	長
紺 屋	教育次長兼生徒指導総括監			
西 小野	参事	兼 文 化 財	課	長
兼 廣 廣	總務	福 利 課	課	長
中 島 島	教 職	員	課	長
北 里 里	学 校	施 設	課	長
吉 元 元	高 校	教 育	課	長
山 元 元	保 健 体 育			
橋 口 口	社 会 教 育			
泊 泊	總務	福 利 課	企 画	監
尾 堂 堂	教職員課	人事管理監	(小中)	
谷 川 川	教職員課	人事管理監	(県立)	
小 路 口 口	東京事務所	第五課	長	
小 川 川	總務	福利 課	課 長 補 佐	

議決事項

件 名	提 案 理 由	審議の状況	採決の次第
議案第 1 号 学校職員の懲戒処分について	学校職員の非違行為について、教育公務員としての責任を問おうとするものである。	特記事項なし	決 定
議案第 2 号 学校職員の懲戒処分について	学校職員の非違行為について、教育公務員としての責任を問おうとするものである。	特記事項なし	決 定
議案第 3 号 令和 7 年度鹿児島県学校保健、学校安全、学校体育及び学校給食表彰に係る優良学校等の決定について	令和 7 年度鹿児島県学校保健、学校安全、学校体育及び学校給食表彰に係る優良学校等を決定しようとするものである。	特記事項なし	決 定

会議要旨

1 開会

2 会議の公開等について

議案第1号から議案第3号まで、その他(3)及びその他(4)は、非公開で審議する旨教育長から発議があり、全会一致で議決された。

3 令和7年度第8回教育委員会定例会会議録について

令和7年度第8回教育委員会定例会の会議録について、承認する旨、教育長から発議があり、全会一致で議決された。

4 教育長報告

報告第1号 予算議案の作成に関する知事への意見申出について

— 令和7年度12月補正予算案について、その内容及び教育長の臨時代理により知事に差し支えない旨の意見を申し出したことについて —

〈総務福利課長が資料に沿って説明〉

〈質疑〉

(小屋敷委員) 文教施設の災害復旧費について、具体的にはどのような被害だったのか。現状としては教育活動等に影響はないのか。

(学校施設課長) 今回の12月補正予算は、今年度の大雪や台風12号、落雷等により被害を受けた10校に関するものである。主な被害としては、福山高校のグラウンド南側法面の崩土、鹿児島東高校の火災警報器の基盤損傷、鹿児島水産高校の消防設備基盤故障、ポンプ室機器の損傷等である。例えば、火災警報設備の不具合等、緊急に対応する必要があった施設については、既存予算で復旧、もしくは応急対応をした。また、通路横の土砂の流出については、代替の通路が確保でき、消防設備基盤の故障は、消火栓の起動そのものには影響がないため、学校の運営には支障は生じていない。

なお、福山高校は、グラウンドのフェンスの外側の斜面の土砂が崩土しているが、グラウンドの外側部分であることから、授業や部活動への影響は生じていない。復旧の見込みとしては、12月補正予算では調査や工法の検討、改修設計の委託費を計上しており、来年度に復旧工事を行う予定である。

(小屋敷委員) 現状としては、教育活動等に影響がなく、安全面についても問題ないという理解でよいか。

(学校施設課長) そのとおりである。

〈質疑終了〉

(教育長) 異議がないので、報告第1号は了解いただいたものとする。

報告第2号 予算外議案の作成に関する知事への意見申出について

- 鹿児島県条例の読点の表記を改める条例制定の件について、その内容及び教育長の臨時代理により知事に差し支えない旨の意見を申し出たことについて —

〈総務福利課長が資料に沿って説明〉

〈質疑なし〉

(教育長) 異議がないので、報告第2号は了解いただいたものとする。

報告第3号 予算外議案の作成に関する知事への意見申出について

- 鹿児島県学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件について、その内容及び教育長の臨時代理により知事に差し支えない旨の意見を申し出たことについて —

〈教職員課長が資料に沿って説明〉

〈質疑なし〉

(教育長) 異議がないので、報告第3号は了解いただいたものとする。

報告第4号 予算外議案の作成に関する知事への意見申出について

- 鹿児島県学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件について、その内容及び教育長の臨時代理により知事に差し支えない旨の意見を申し出たことについて —

〈教職員課長が資料に沿って説明〉

〈質疑〉

(馬場委員) 多学年学級担当手当の廃止については、複式学級担任に支給されていた手当が、一般的な担任手當に変更されるような内容であると認識している。その場合、複式学級担任に支給される手当が現行と比べて若干減額されると聞いている。

複式学級数は、北海道と鹿児島が特に多く、それぞれ概ね500学級前後である。3位以下は200学級以下と差が大きく、北海道と鹿児島は特に影響が大きいと感じている。

なお、北海道では経過措置として、引き続き複式学級担任業務を続ける場合には、月額1,500円を1年間支給する措置を講じている。鹿児島県では、経過措置は不要と判断されているようだが、鹿児島県と北海道で扱いが異なる理由や背景について教えてほしい。

(教職員課長) 北海道がどのような過程を経て、経過措置という結論に至ったのかは承知していないが、鹿児島県としては、今回の一連の手当等の改正を、給特法の改正に伴う教職調整額の見直しやその他の新しい学級担任手当の創設等によって、学校現場の職員の処遇改善等を「校務の類型に応じて」という新しい考えに基づいて総合的に行うものであると理解している。したがって、個別の手当の是非だけでなく、処遇改善等に係る全体の考え方の中で、国の方針を踏まえた結果、多学年学級担当手当の廃止という判断をした。

(馬場委員) 複式学級担任は、通常学級の担任とはそもそも仕組みが異なり、特殊な性質があると思う。今後も複式学級を担当される先生方のモチベーションが維持されるよう、業務改善などの面から配慮していただきたいと思う。

(教職員課長) ちなみに総合的に見直した結果、複式学級を担当している教員の年間収入については、手当が廃止されても従来の収入より減ることはないことを申し添えたい。

(桶谷委員) 教員特殊業務手当の見直しについて、手当の対象となる事例は年間何件ぐらいあるのか。

(教職員課長) 正確な件数は手元にないが、滅多にないのが実情である。具体的な例としては、県内で数年前、小学校の修学旅行のバスが高速道路上で事故に遭い、帰校が遅くなり、引率教員が怪我をした児童への対応等を行った際に、当該手当が支給されたという事例がある。

〈質疑終了〉

(教育長) 異議がないので、報告第4号は了解いただいたものとする。

報告第5号 予算外議案の作成に関する知事への意見申出について

— 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例制定の件について、その内容及び教育長の臨時代理により知事に差し支えない旨の意見を申し出したことについて —

〈教職員課長が資料に沿って説明〉

〈質疑〉

(小屋敷委員) 教職調整額の引き上げ後の見通しや、国の考え方については、今後の業務改善や働き方改革にも関係すると思うが、情報等把握していれば教えてほしい。

(教職員課長) 現在国から示されているのは、今回の条例改正内容である100分の10まで段階的に引き上げていくという内容のみであり、その後につ

いては、全く情報等がなく、承知していない。

業務改善については、9月に指針が改正され、時間外在校等時間の上限規制は、現在月45時間、年間360時間で変更はないものの、月平均で約30時間程度まで引き下げることが目標として設定されている。更に、その目標を達成するための計画の策定、公表等が義務づけられた。教職調整額が段階的に10%相当まで引き上げられていくのに合わせて、この目標に対して計画を策定して、業務改善及び働き方改革を着実に進めていきたいと考えている。

(小屋敷委員) 人材確保の観点からも、待遇改善等が円滑に進むことで、教職の魅力がより伝わって、教職を希望される方が増えていくことを期待している。今後も業務改善にしっかりと取り組んでいただきたい。

〈質疑終了〉

(教育長) 異議がないので、報告第5号は了解いただいたものとする。

報告第6号 予算外議案の作成に関する知事への意見申出について

- 指定管理者の指定について議決を求める件について、その内容及び教育長の臨時代理により知事に差し支えない旨の意見を申し出たことについて -

〈保健体育課長が資料に沿って説明〉

〈質疑なし〉

(教育長) 異議がないので、報告第6号は了解いただいたものとする。

報告第7号 予算外議案の作成に関する知事への意見申出について

- 指定管理者の指定について議決を求める件について、その内容及び教育長の臨時代理により知事に差し支えない旨の意見を申し出たことについて -

〈参事兼文化財課長が資料に沿って説明〉

〈質疑〉

(小屋敷委員) 選定委員から、利用者増への取組やデジタル化による経費縮減に関する意見があったようだが、今後この意見についてはどのように考えていく予定か。

(参事兼文化財課長) 指定管理者に決定した際は、(公財)鹿児島県文化振興財団に対して、選定委員の意見を伝え、経費縮減や様々な取組を進めていくよう依頼しようと考えている。

(馬場委員) 選定委員の意見の2つ目は、県内で利用していない学校や教員に

は今後利用して欲しいという趣旨であるという理解で良いか。

(参事兼文化財課長) 立地上、霧島市の学校が利用する機会が多いが、県内各地の学校等に広く利用していただきたいという趣旨である。広報周知等については、日頃から行っているが、引き続き周知徹底してまいりたい。

〈質疑終了〉

(教育長) 異議がないので、報告第7号は了解いただいたものとする。

5 その他

(1) 令和9年度鹿児島県公立学校教員等採用選考試験について

—令和9年度鹿児島県公立学校教員等採用選考試験の主な変更点について—

〈教職員課長が資料に沿って説明〉

〈質疑〉

(小屋敷委員) 「大学推薦特別選考」の対象の拡大について、例えば、高校の工業、商業、農業、家庭の免許を持っている方が将来的に小学校、中学校、特別支援学校の教員として採用になるということか、免許等についてはどういう考え方をするのか。

(教職員課長) 大学推薦特別選考として、これまで小学校、中学校、特別支援学校の受験者のみが対象であったが、高校の工業、商業、農業、家庭まで広げるという趣旨である。

(小屋敷委員) 理解した。現職教員特別選考対象の拡大について、高等専門学校が入った意図について教えていただきたい。

(教職員課長) 高等専門学校の1, 2, 3年生のカリキュラムを担当する教員は、高等学校の教員に準じた経験を有することになる。実際に、他県の高等専門学校での勤務経験を有する方から本県の高等学校教員の採用試験に応募したいという問い合わせがあった。現行制度では特別選考の対象とことができなかつたが、内容を精査した結果、同等の扱いとすべきだと判断し、他県の実例もあることも踏まえ、導入に至った。

(小屋敷委員) 今回の変更は、そのようなニーズも踏まえた変更であると理解した。

(桶谷委員) 現職教員特別選考の対象の拡大ということで、「(私立学校は除く)」という文言が外れたということは、他県の私立学校の教員も対象となるという考え方でよいのか。また、中・高英語特別選考において、英検準1級相当以上から1級相当以上に変更という

ことは、少しハードルが高くなると思うが、変更の趣旨を教えていただきたい。

(教職員課長) 現職教員特別選考については、委員御指摘のとおりである。

中・高英語特別選考の要件を「CEFR C1」に変更した経緯については、現行は「CEFR B2」を要件にしていたが、特に高校については、ほとんどの受験者がB2を持っており、特別選考で1次試験の専門科目を免除にした場合に、力量の差を見極めにくいという状況が生じていた。また、大学関係者から話を聞く中で、CEFR C1以上の力量のある資格等を持っている学生にとって、この特別選考は魅力がないので、逆に希望者が減る傾向にあるという御意見もいただいた。そのため、特別選考としては、C1に要件を上げて、それ以外については従来型の試験で力を見させていただきたいという趣旨である。

〈質疑終了〉

(2) 鹿児島県産業教育審議会の報告について —鹿児島県産業教育審議会の報告について—

〈高校教育課長が資料に沿って説明〉

〈質疑〉

(馬場委員) 審議会委員の意見で、生成AIについての意見が多いが、県立高校で生成AIについては、現在どのような教育がなされているのか。

(高校教育課長) 例えば、英語では、学生が書いた英作文を生成AIで添削してもらった結果を見ながら、自分たちで内容を確認、検討し、学力向上につなげていると聞いている。数学では、解法の道筋や考え方を生成AIに尋ねつつ、自分たちの学習に生かしていくという使い方をしていると聞いている。

(馬場委員) 学校では、AIを使った授業がなされているということだが、各学校で、実際にどのような取組がなされているのか具体的に把握して教えていただきたいと思う。

(高校教育課長) 学校も活用している途中だと思うので、活用事例について当課としても把握しながら、指導助言に努めていきたいと考えている。

(小屋敷委員) 近年、高校と地域、地元企業等が連携して、商品開発やイベント運営に携わる事例が増え、高校生が主体的に関わる姿を目にする機会が多くなってきた印象である。

生成AIについては、高校現場が「AIを学ぶ段階」なのか、「AIで学ぶ段階」なのかが気になる。鹿児島商業高校は既にAIを活用して学ぶ段階に入っているように見受けられるが、県立高校等では、AIを学ぶ段階であろうと感じている。

高校生はＩＴのネイティブとしてやがて社会に出ていくので、教える側の教員の技量を高める仕組みや研修など、誰もが日常的にＡＩを活用していく環境が整うと、新たな展開に移行できると思う。先ほどの使用実例の調査等も含めて、現状をしっかりと把握して次につなげていただきたい。

(高校教育課長) 今後関連の課題についても、当審議会の意見も踏まえ、12月23日に開催される各専門部会でどのような取組ができるかを現状の分析も交えて見つめ直すこととしており、各部会で方策等を検討し、各学校で順次取り組んでいく予定である。来年度の次回専門部会では、これらの取組を振り返る流れとなっているため、当課としても連携していきたいと考えている。

〈質疑終了〉

6 議案

議案第1号 学校職員の懲戒処分について
(非公開)

議案第2号 学校職員の懲戒処分について
(非公開)

議案第3号 令和7年度鹿児島県学校保健、学校安全、学校体育及び学校給食
(非公開) 表彰に係る優良学校等の決定について

7 その他

その他(3) 令和7年度県立学校職員の能力評価及び前期業績評価について
(非公開)

その他(4) 令和8年度「子供の読書活動優秀実践校・図書館・団体（個人）」
(非公開) に対する文部科学大臣表彰の被表彰候補者の推薦について

8 閉会